

後見支援預金

(2023年2月1日現在)

商品名	後見支援預金(無利息型含む)
ご利用いただける方	・京都家庭裁判所・大阪家庭裁判所・大津家庭裁判所が口座開設の「指示書」を発行した成年被後見人または未成年被後見人。
期間	・期間の定めはありません。ただし、家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは、成年被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
預入	(1) 預入方法 ・新規預入 家庭裁判所からの新規預入「指示書」によりお預けいただきます。 ・追加預入 家庭裁判所からの追加預入「指示書」によりお預けいただきます。 (2) 預入金額 ・1円以上 (3) 預入単位 ・1円単位
払戻方法	・家庭裁判所からの「指示書」により払戻しいたします。 (「指示書」の謄本を提出いただきます) ・後見人の本人確認書類を提示いただきます。
利息	(1) 適用金利 ・変動金利(普通預金金利) * 無利息型は利息がつきません。 (2) 利払方法 ・年2回(3月・9月)、第3日曜日の翌営業日に元金に組み入れます。 (3) 計算方法 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円、1年を365日とする日割計算をします。
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息については、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 * 無利息型は、利息がつかないので税金はかかりません。
手数料	・当金庫所定の口座開設手数料を申し受けます。 ・通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・定期送金について、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・なお、定期送金についても、家庭裁判所の「指示書」によって取扱します。
特記事項	・お取引は、口座開設店のみを窓口とします。 ・この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。(ATMのご利用はできません) ・マル優のお取扱はできません。 ・給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。 ・インターネットバンキング等のご利用はできません。
金利情報の入手方法	・金利については窓口までお問い合わせください。
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話075-211-2111)にお申出ください。

<p>紛争解決措置</p>	<p>紛争解決措置</p> <p>紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本 1,000 万円までと その利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。 ・ご利用中の後見支援預金を「無利息型」に変更することができます。また、「無利息型」を利息付与の後見支援預金に変更することもできます。口座番号は変わりません。利息付与期間の利息は、後見支援預金の決算時に該当後見支援預金口座に入金します。 <p><無利息型の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳に「無利息型」の表示を行いません。 ・預金保険制度により全額保護します。